

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。

監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。

どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

| 区分 | 監理できる技能実習 | 許可の有効期間 |
|--------|----------------------|---------|
| 特定監理事業 | 技能実習1号、技能実習2号 | 3年又は5年※ |
| 一般監理事業 | 技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号 | 5年又は7年※ |

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

3 申請書・必要書類等

| | |
|------|---|
| 申請先 | 申請の受理は、監理団体になろうとする方がどこに所在していても、機構の 本部事務所 において行う。 |
| 申請方法 | 郵送 による方法のほか、申請者が本部事務所に 持参 して行う方法がある。 郵送の場合、原則として書留（※）での送付をお願いします。 （※）対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「 信書 」を送ることができる方式 |
| 申請書 | 本部事務所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能。 |
| 必要書類 | 各申請における必要な添付書類については、機構のホームページにて案内済み。 |

申請手数料・登録免許税

1 申請手数料

| 申請の種類 | | 金額 | 納付方法 | 支払先 |
|-------------------------------------|-------|--|---------|-----|
| 技能実習計画認定の申請 (技能実習計画の変更認定の申請も同じ。) | | 計画1件につき 3,900円 | □座払込(※) | 機構 |
| 監理団体許可の申請 (許可変更の申請も同じ。) | 申請手数料 | (基本額) 1件につき 2,500円 | 収入印紙(※) | 国 |
| | | (加算額) 事業所が2以上の場合 900円×(事業所数-1) | | |
| | 調査手数料 | (基本額) 1件につき 4万7,500円 | □座払込(※) | 機構 |
| | | (加算額) 事業所が2以上の場合 1万7,100円×(事業所数-1) | | |
| 許可有効期間更新の申請 | 申請手数料 | 900円×事業所数 | 収入印紙(※) | 国 |
| | 調査手数料 | 1万7,100円×事業所数 | □座払込(※) | 機構 |

2 登録免許税

※詳細については、機構ホームページにて公開済み

| 申請の種類 | 金額 | 納付方法 | 支払先 |
|---|----------------------------|---------|-----|
| 監理団体許可の申請 許可変更の申請 ※一般監理事業への区分変更のみ | 許可1件につき 1万5,000円 | 現金納付(※) | 国 |

※詳細については、機構ホームページにて公開済み

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)

事務の委任,
監督

報告

本部事務所

東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル8階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

監理団体部

技能実習部

地方事務所 (29頁の表を参照)

組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収, 実地検査等
 - ・ 監理団体(約1,900団体)への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約3万5千社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告, 技能実習実施困難時の報告, 実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

| 名称 | 所在地 | 担当地区 |
|--------|-----------|------------------------------|
| 札幌事務所 | 北海道札幌市中央区 | 北海道 |
| 仙台事務所 | 宮城県仙台市青葉区 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| 東京事務所 | 東京都港区 | 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 |
| 水戸支所 | 茨城県水戸市 | 茨城県 |
| 長野支所 | 長野県長野市 | 新潟県、長野県 |
| 名古屋事務所 | 愛知県名古屋市中区 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 富山支所 | 富山県富山市 | 富山県、石川県、福井県 |
| 大阪事務所 | 大阪府大阪市中央区 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 広島事務所 | 広島県広島市中区 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 |
| 高松事務所 | 香川県高松市 | 徳島県、香川県 |
| 松山支所 | 愛媛県松山市 | 愛媛県、高知県 |
| 福岡事務所 | 福岡県福岡市博多区 | 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県 |
| 熊本支所 | 熊本県熊本市中央区 | 熊本県、宮崎県、鹿児島県 |

各種窓口の変更点

<旧制度>

技能実習に関する事項は、全て、**地方入国管理局**



<新制度>

●技能実習に固有の事項は、**外国人技能実習機構**

●在留資格や在留カードなど外国人の在留管理に関する事項は、**地方入国管理局**

| 申請・報告等の種類 | 窓口 | |
|---|---------|-----------|
| | 地方入国管理局 | 外国人技能実習機構 |
| 上陸・在留許可申請 (在留資格認定証明書、在留資格変更、在留期間更新) | ○ | × |
| 在留カードに関する届出 (所属機関の届出など) | ○ | × |
| 技能実習に関する各種の報告・届出 (監査報告、技能実習実施困難時届出など) | × | ○ |
| (新設) 技能実習計画に係る申請 (認定、変更など) | × | ○ |
| (新設) 監理団体に係る申請 (許可、有効期間更新、区分変更など) | × | ○ |